

令和 8 年度

新南陽浄化センター脱水汚泥運搬業務 仕様書

履行場所 周南市港町地内から処分場まで

(令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで)

周南市上下水道局

委託概要

新南陽浄化センターから発生する脱水汚泥の運搬業務である。

脱水汚泥運搬予定量

新南陽浄化センター 350 t/年

運搬場所

UBE三菱セメント株式会社

山口工場伊佐地区、山口工場宇部地区

新南陽浄化センター脱水汚泥運搬業務 仕様書

特	記	事	項
【1】総則			
1. 目的			
この仕様書は、新南陽浄化センターの汚泥処理施設のうち汚泥脱水設備で脱水処理された汚泥(以下「脱水汚泥」という。)を、その処分地まで運搬するための業務に必要な事項を定めるものである。			
2. 業務の履行義務			
新南陽浄化センターから排出される脱水汚泥を所定の場所へ確実に運搬するため、仕様書及び契約書等に基づき受注業務を完全に履行しなければならない。			
3. 脱水汚泥搬出場所			
脱水汚泥を搬出する事業場の名称及び場所は、次のとおりである。			
新南陽浄化センター		周南市港町8番1号	
4. 関連法令等の遵守			
1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。			
2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。			
5. 業務の内容			
脱水汚泥の運搬および清掃業務等である。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。			
6. 指示の履行			
受注者は、発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。			
7. 委託業務に従事する者の認定			
業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。			
8. 従業員の勤務			
従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。			
9. 労務管理			
受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。			

10. 安全管理
委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
11. 保健衛生管理
従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。
12. 緊急事態発生への対応
搬入、搬出中及び運搬業務中に事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。
13. 業務に従事する者の資格
1) 運搬車両を運転するのに必要な運転資格を有するもの。
2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の規定に基づき許可を受けたもの。
3) 委託業務従事者は、必要な業務経験のある者、又はこれに相当する技術を有する者でなければならない。
14. 業務就業時間
1) 運搬業務は、発注者より運搬依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。
2) 休日は、日曜日・国民の祝日とする。 本業務は、休日であっても状況により発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。
3) 新南陽浄化センターからの搬出可能時間は、午前8時30分以降とし、処分先の搬入受付時間に間に合うように運搬すること。
15. 備付書類及び帳簿
受注者は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類帳簿等を備付け、常に整理しておかななければならない。
1) 契約に関するもの
(1) 業務委託契約書の写し
(2) 仕様書の写し
2) 受注業務実施状況に関するもの
(1) 業務日誌(業務実施数量表等)
(2) 道路交通法、道路交通法施行令、自動車の保管場所の確保等に関する法律 道路運送車両法、自動車損害賠償保障法の法令集。

16. 書類帳簿等の提出
受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)、その他発注者の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。
17. 支払方法
支払いは毎月払いとする。
18. 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
【2】作業要領
1. 管理業務
汚泥脱水設備から排出される脱水汚泥をその処分地へ運搬する業務及び車両の整備、施設の清掃等の業務である。
2. 業務の発生
発注者より運搬依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。
脱水汚泥の搬出予定は、月末に翌月の搬出予定表をFAXにて送信する。
3. 運搬業務
1) 運搬車両の日常点検、定期点検等を実施し確実に整備するとともに、交通法規を遵守して業務に従事しなければならない。
2) 運搬方法は、新南陽浄化センターの脱水汚泥ホッパーから当該運搬車両の許容積載量を超えない範囲内の脱水汚泥を積載して、処分場に運搬し、現地の係員の指示に従って搬入するものとする。
3) 脱水汚泥積載中に飛散した脱水汚泥等は確実に処分すると共に施設の清掃に努めること。
4) 運搬中は、脱水汚泥の飛散防止、また悪臭の漏洩がないように努めること。
5) 運搬車両については、次に示す条件を満たし汚泥の飛散及び漏れを防ぐことのできる車両とする。
車両条件 (1)産業廃棄物運搬許可車両
(2)別紙図面、脱水汚泥ホッパーから脱水汚泥を5t以上積載できる水密式ダンプトラック又は水密式コンテナを搭載できるアームロール車
なお、水密式コンテナは、受注者が用意するものとする。ただし、局所有別紙図面、アームロールコンテナを使用してもよい。なお、その場合は、使用後当日中に返却することとする。また、受注者の責に帰すべき理由によりアームロールコンテナを損傷させた場合は、受注者が責任をもって修理するものとする。その際に別のコンテナが

必要となる場合は、受注者が用意すること。

4. 運搬場所

本業務の運搬場所については、処分先が指定した以下の場所にその都度運搬することとする。

UBE三菱セメント株式会社

- 1) 山口工場伊佐地区 山口県美祢市伊佐町大字伊佐4768番地
- 2) 山口工場宇部地区 山口県宇部市大字小串1978番地2

なお、基本的には山口工場伊佐地区へ運搬するものとし、山口工場伊佐地区が定修または不測の事態等で受入れできない場合は、その他の処分先へ運搬することとする。

5. 処分先搬入受付時間

処分先の搬入受付時間は、概ね午前8時00分から午後5時00分である。

6. 運搬頻度

脱水汚泥の運搬は、月曜日から土曜日に行う。なお、祝日も含む。週の運搬回数は、1回から2回程度とし、年間で70回程度を想定している。1回当たりの運搬量は、5t程度である。

なお、週の運搬回数は、施設運転状況等により変動することがある。

7. 脱水汚泥

- 1) 脱水汚泥とは、汚泥脱水設備で処理された下水汚泥で、含水率80%程度のものをいう。
- 2) 脱水汚泥運搬量は、350t/年程度である。
なお、脱水汚泥発生量は施設運転状況等により変動するため、脱水汚泥ホッパーの貯留量を確認の上業務に従事すること。

8. その他

- 1) 脱水汚泥の管理は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)または電子マニフェストで行う。
電子マニフェストでも対応できるようにしておくこと。
- 2) 運搬量は、UBE三菱セメント株式会社で発行する「計量証明書」により検収するものとする。また、その記録を保存すること。

【3】 付則

1. 運搬業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が準備するものとする。

2. 経費の負担区分

1) 運搬車両の整備、燃料費等は、受注者の負担とする。

2) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由のほか、その損害は、受注者の責任で処置すること。

3) 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。

4) 脱水汚泥の処分の追跡調査をする際は協力すること。

5) 本仕様書の定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して決定する。